

改正 平成26年3月28日条例第19号

〔第1次改正〕

北海道土地利用審査会条例をここに公布する。

北海道土地利用審査会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第39条第10項の規定に基づき、北海道土地利用審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審査会は、委員7人で組織する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

一部改正〔平成26年条例19号〕

（会長）

第3条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者）及び3人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の規定にかかわらず、国土利用計画法第12条の規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認については、委員総数の過半数をもって決する。

（規則への委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第19号）

〔北海道土地利用審査会条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成26年4月1日から施行する。